

Tax update

移転価格規則の改正案

 **ERNST & YOUNG**  
Quality In Everything We Do



## はじめに

税務局は現在、Circular 117/2005/TT-BTCを修正・補足する移転価格に関するCircular 01/2009/TT-BTCの草案を準備しています。このCircular草案は公式発行を前に、省・市税務局の意見を仰ぐために2009年1月から回覧されています。

Circular草案の狙いは、既存の移転価格規則を税務管理法（2007年7月1日に施行）や法人所得税法（2009年1月1日に施行）と整合性を持たせることです。また、Circular 117の施行開始以降、このCircularは実務への適用に影響を及ぼすいくつかの課題や懸念を提起しています。そのため、Circular草案はこうした実務上の課題に対処する目的で策定されています。

Circular草案の主な変更点を以下に記しました。

## 主な変更点

### 関連当事者の定義

Circular草案は、企業が有限会社であるか株式会社であるかを問わず、企業の20%以上の資本所有権を有する当事者は「関連」当事者に該当すると強調しています。自己資本の所有権を有する当事者が関連当事者であることを示すため、草案では「株主資本」という言葉を「所有者資本」という言葉に置き換えています。これは「株式」のない企業（有限会社）の場合でも同じです。

また、Circular 117によると、他社の「資産合計」のうち20%の所有権を有する当事者は関連当事者となります。そのため、Circular草案では関連当事者の判断基準を削除しています。

### 関連当事者間取引に関する申告様式(付録01)

税務管理法との整合性を保つために、Circular 117に添付の様式GCN-01/TNDNは様式GCN-01/QLTIに置き換えられます。

また、申告と審査に資するため、新規の様式GCN-01/QLTが様式GCN-01/TNDNに取って代わります。様式の素案を見ると、Circular 117に基づく当事者間の関係の根拠記載を申告者に義務づけています。

## 弊社の支援体制

12月31日を期末とする企業の場合、関係当事者間取引に関する申告書の提出期限は3月31日です。アーンスト・アンド・ヤングでは、様式GCN-01/TNDNや関連当事者間取引に関する申告書のほか、提出を義務づけられている移転価格の証憑書類の作成の専門家により、サポートできる体制にあります。

この期限までに間に合わせるよう、支援が必要であればいつでも弊社までお問い合わせください。

## お問い合わせ先

本プレティンとアーンスト・アンド・ヤング・ベトナムの税務・助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

<b>ナム・グエン</b> Nam.Nguyen@vn.ey.com	パートナー
<b>トム・マッククレランド</b> Tom.McClelland@vn.ey.com	パートナー
<b>カルロ・ナバロ</b> Carlo.Navarro@vn.ey.com	ディレクター
<b>ジェフ・シー</b> Jeff.Sea@vn.ey.com	シニア・マネージャー
<b>ニャン・フイン</b> Nhan.Huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
<b>セーラ・ジャップ</b> Sarah.Jubb@vn.ey.com	シニア・マネージャー
<b>タイン・チュン・グエン</b> Thanh.Trung.Nguyen@vn.ey.com	シニア・マネージャー

## 日系企業担当

**浅利 昌克**  
[Masakatsu.Asari@vn.ey.com](mailto:Masakatsu.Asari@vn.ey.com)

**錦城 和栄**  
[Kazue.Kinjo@vn.ey.com](mailto:Kazue.Kinjo@vn.ey.com)

**ハウ ミー スアン カオ**  
[Hau.My.Cao@vn.ey.com](mailto:Hau.My.Cao@vn.ey.com)

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、取引、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している13万5,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、[www.ey.com](http://www.ey.com)をご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2009 Ernst & Young Vietnam Limited.  
All Rights Reserved.

本書に含まれる情報は要約形式であり、それゆえに専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。アーンスト・アンド・ヤングGMリミテッド、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

[www.ey.com/vn](http://www.ey.com/vn)